

UBC情報

発行： 2025年4月1日

No. 298

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和6年分の所得税・個人事業者の消費税の振替納税日（振替納税をご利用の場合）は以下の通りです。

申告所得税	4月23日（水）
個人事業者の消費税	4月30日（水）

トピックス

税制改正法案(所得税の基礎控除)の修正

政府与党は「年収103万円の壁」等の対応として令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた「所得税の基礎控除引上げ」について、控除額を上乗せする修正を行いました（令和7年3月10日時点で修正案は衆院で可決、参院に送付）。

◆基礎控除の特例を創設

昨年末に決定した税制改正大綱では、所得税の基礎控除を58万円（合計所得金額2350万円以下の場合）に、給与所得控除の最低保障額を65万円にそれぞれ10万円引上げて、所得税が課税されない年収を123万円にするとしていましたが、政党間協議などにより基礎控除の引上げを修正し、当初案（10万円）に控除額を上乗せする特例を創設しました。

この特例は給与収入850万円以下の方が対象となり、以下のとおり段階的に基礎控除を上乗せします（850万円超の方は上乗せなし）。なお、①の上乗せは恒久的な措置となりますが、②～④の上乗せは2年間（令和7年・8年）の限定措置となります。

①給与収入200万円以下の場合（恒久）

控除額を47万円（当初案に37万円上乗せ）引上げて95万円とします。これによって所得税の課税最低限は160万円に上げられます。

②給与収入200万円超475万円以下の場合（2年限定）

控除額を40万円（同30万円上乗せ）引上げて88万円とします。

③給与収入475万円超665万円以下の場合（2年限定）

控除額を20万円（同10万円上乗せ）引上げて68万円とします。

④給与収入665万円超850万円以下の場合（2年限定）

控除額を15万円（同5万円上乗せ）引上げて63万円とします。

価格転嫁に向けた下請法・下請振興法の改正

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の改正案が閣議決定されました。

下請法では規制の見直しを行い、*価格協議の求めがあってもかかわらず協議に応じなかったり、必要な説明を行わないなど一方的な代金の決定を禁止する規定（協議を適切に行わない代金額の決定の禁止）の新設、*支払手段として手形払いを禁止（電子記録債権なども支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは認めない）、*発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を下請法の規制対象に追加します。

また、適用基準として従業員数基準（製造委託は300人、役務提供委託は100人）を新設します。



事業承継税制における後継者要件の緩和

令和7年度税制改正では、法人版事業承継税制の特例措置や個人版事業承継税制を適用して贈与による承継を行う際の後継者要件が見直される予定です。

◆令和8年3月までに承継計画の提出が必要

法人版事業承継税制は後継者が非上場会社の株式等を贈与・相続等により取得した場合に贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する制度であり、一般措置を拡充した特例措置（*全株式が納税猶予の対象、*納税猶予割合は贈与税・相続税ともに100%、*雇用確保要件が未達成でも猶予が継続可能など）は令和9年12月末までの贈与・相続等について適用されます。また、個人事業者の事業用資産の贈与・相続等が対象となる個人版の適用は令和10年12月末が期限となります。

ただし、法人版特例措置や個人版の適用を受ける場合には前提条件として、承継時までの経営見通し等を記載した承継計画を策定し、令和8年3月までに都道府県へ提出することが必要となります。

◆改正により贈与時の後継者要件を緩和

これまで法人版の特例措置や個人版を適用して後継者に非上場株式等又は事業用資産を贈与する場合、後継者は「贈与の日まで3年以上継続して役員等であること（個人版の場合は3年以上継続して事業等に従事していたこと）」が要件となっていました。改正により役員等である期間を撤廃し「贈与の直前において役員等であること」に見直されます。

この改正は、令和7年1月以後の贈与について適用される予定です。

なお、相続時における役員就任等の要件（相続の開始直前に役員等であること）に変更はありません。

採用や退職があった場合の社保の取扱い

従業員の採用や退職等があった場合は、社会保険（厚年・健保）の「被保険者資格取得届」や「被保険者資格喪失届」を5日以内に提出します。

また、社会保険料は月単位で計算されるため、月の途中で採用等した場合でも被保険者資格を取得した日の属する月から1ヵ月分の保険料を納めることとなります。

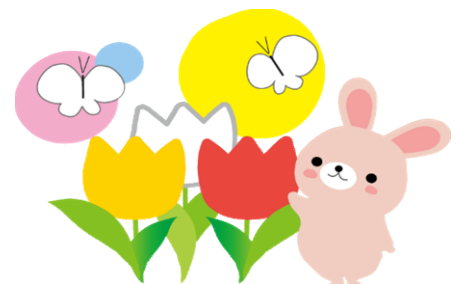
退職等により被保険者資格を喪失する場合は、資格喪失日が属する月の保険料を納める必要はありませんが、資格喪失日は「退職等した日の翌日」となるため、例えば、3月31日に退職した場合は4月1日が喪失日となり、3月までの保険料を納める必要があります。

相続土地国庫帰属制度で1324件を承認

相続等によって不要な土地を取得した場合に、相続人が法務局に申請し承認を受けることで国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が令和5年4月27日から開始されています（申請時に審査手数料、承認を受けた場合には負担金の納付が必要）。

法務省によると本年1月末時点で3343件の申請があり、そのうち既に国の引き取りが実施された件数は1324件（宅地518件、農用地405件、森林63件、その他338件）となっています。

また、引き取ることができない土地（*建物がある、*境界が明らかでない、*担保権や使用収益権が設定されているなど）に該当し、却下・不承認となった件数は100件ありました。



4月に創設される育児関連給付金

本年4月から雇用保険の被保険者に対する新たな給付金として、①「出生後休業支援給付金」及び②「育児時短就業給付金」が創設されます。

①は子の出生直後の一定期間に、両親とも14日以上育児休業を取得する場合（配偶者がいない場合や就労していない場合などは本人のみ）、既存の育児休業給付（休業前賃金の67%）と併せて休業前賃金の13%相当額を支給するものです。

また、②は子が2歳未満の期間に時短勤務した場合、時短中の賃金の10%相当額を支給します。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 298

発行：2025年
4月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：http://ubc-net.com

所属：(一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論 サービス活動収益⑥ 就労支援事業（附属明細等）

1. 製造原価明細書

就労支援事業に従事する利用者に支払う工賃は、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、利用者に支払わなければならないとされています（指定基準省令85条（生活介護）、184条で準用85条（就労移行支援）、192条3項（就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結していない利用者）、201条1項（就労継続支援B型））。

さらに、就労継続支援A型においては、指定就労継続支援A型事業者は、事業が適正に運営できるようにするため、生産活動に係る事業の収入から必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないとされ（指定基準省令第192条第2項）、賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費をもって充ててはならないとされています。（ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない（指定基準省令192条6項））。

そのため、「生産活動に係る事業の収入」と「生産活動に係る事業に必要な経費」を正確に把握することは、賃金及び工賃を正確に算定出来ているか判断するうえで不可欠であることから、社会福祉法人会計基準では就労支援事業製造原価明細書の作成が求められています。なお、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援事業に関する会計処理は、就労支援事業会計処理基準により処理することとされています。

2. 附属明細書の種類

就労支援事業において求められている附属明細書は以下の通りで、拠点区分ごとに作成するものとされています（基準30条十五～十八）。

省令第30条	運用指針別紙3	附属明細書
十五	⑮	就労支援事業別事業活動明細書
	⑮-2	就労支援事業別活動明細書（多機能型事業所等用）
十六	⑯	就労支援事業製造原価明細書
	⑯-2	就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用）
十七	⑰	就労支援事業販管費明細書
	⑰-2	就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用）
十八	⑱	就労支援事業明細書
	⑱-2	就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

3. 簡略規定

多機能型事業所等の場合には多種少額の生産活動を行っている等で厳密な区分が困難なことが想定される場合には、附属明細書作成に関する簡略規程が設けられています（運用上の取り扱い26（2）エ（ウ）③、（工））。

簡略化の条件	内容
多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別ごとに区分することが困難な場合	作業種別ごとの区分を省略することができる
サービス区分ごとに定める就労支援事業について、各就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合	「就労支援事業製造原価明細書（別紙3（⑯）又は別紙3（⑯-2））」及び「就労支援事業販管費明細書（別紙3（⑰）又は別紙3（⑰-2））」の作成に替えて、「就労支援事業明細書（別紙3（⑱）又は別紙3（⑱-2））」を作成すれば足りる

(総合福祉研究会)

社会福祉法人

社会福祉法人も減少化の兆し？ ～令和5年度の増加数は全国でわずかに5法人～

厚生労働省が1月28日に公表した「令和5年度福祉行政報告例」によれば、令和5年度末現在の社会福祉法人数は21,079法人で、前年度に比べると5法人の増加となりました。この増加数は、「平成の大合併」が一区切りついた平成23(2011)年度以降で最も少ない増加数です。法人の種類別にみると「施設経営法人」が18,419法人で、前年度に比べ22法人(0.1%)減少しています。

前年度との増減数を都道府県(政令指定都市、中核市を含む)別に見ると、北海道、青森県、岩手県、茨城県、岐阜県、和歌山県、島根県、岡山県及び広島県の9道県で合計24法人減少。宮城県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、長野県、静岡県、大阪府、兵庫県、山口県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県及び大分県の15都府県で合計29法人増加しました。地域別に見ると、北海道・東北や中国地方で減少し、大都市圏や九州地方で増加していると言えそうです。

毎年の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の登録データからも社会福祉法人の増減が推察できます。前年度に登録があり次年度に登録がない法人は、当該年度の活動が無かった、即ち法人の解散や整理統合等があったと考えられます。

2022年に登録があり2023年度に登録がなかった法人は43法人有りましたが、それらを主たる施設・事業により分類すると、保育所・認定こども園が19法人、介護・老人福祉等が14法人、就労・障害等が6法人、その他が4法人でした。北海道・東北や九州地方で保育等の法人の減少が目立っています。

今後は、地域における利用者数や従事者数に関する動向の把握が一層必要です。(総合福祉研究会)

医療・福祉

日本で働く外国人が230万人超 伸び率最高は「医療・福祉」分野 ～1年間に増加した就業者数の約6割は外国人労働者の増によるもの？～

厚生労働省が公表した「外国人雇用状況の届出状況まとめ」によると、令和6(2024)年10月末時点の外国人労働者数は230万2,587人で、前年よりも25万3,912人増加しました。届出が義務化された平成19(2007)年以降の最多を更新し、対前年増加率は前年と同率の12.4%でした。

国籍別では、ベトナムが最も多く57万708人(外国人労働者数全体の24.8%)、次いで中国が40万8,805人(同17.8%)、フィリピンが24万5,565人(同10.7%)で、この3か国で半数を超えています。

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が届出義務化以降最多の71万8,812人で、前年よりも12万2,908人(20.6%)増加しました。次いで「身分に基づく在留資格」が前年比13,183人(2.1%)増加し62万9,117人、「技能実習」が5万8,224人(14.1%)増加して47万7,255人、「資格外活動」が4万5,586人(12.9%)増加し39万8,167人、「特定活動」が1万4,010人(19.5%)増加して8万5,686人となりました。

「医療・福祉」に従事する外国人労働者数は前年よりも2万5,511人増え、11万6,350人となりました。伸び率が最も大きかったのがこの「医療・福祉」で、28.1%でした。

総務省の「労働力調査(月報)」によれば、2024年10月現在の就業者数は6,813万人と推計され、前年同月よりも42万人増加しました。すなわち1年間で増加した就業者数の約6割が外国人労働者の増によるものと考えられます。うち「医療・介護」の就業者数は918万人で、前年同月よりも12万人増加しています。従って増加に占める外国人の割合は2割強と言えます。全体よりも低い割合であるのは、言語その他の対人スキル習得の困難さが主な原因と考えられます。団塊の世代が全て後期高齢者となり今後は人材確保がさらに困難となることから、外国人労働者活用の検討も必須となります。(総合福祉研究会)